

受
23.7.07
領

平成23年7月6日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年(ワ)第29号 貸金等請求上告事件

(原審 京都地方裁判所 平成22年(レ)第154号)

判 決

京都府宇治市 [REDACTED]

上 告 人 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

京都府宇治市 [REDACTED]

上 告 人 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

上記両名訴訟代理人弁護士 [REDACTED] 佐 野 就 平

滋賀県草津市西大路町1-1

被 上 告 人 株式会社シティズ

同代表者代表取締役 宗 竹 政 美

同訴訟代理人弁護士 矢 野 仁 士

主 文

- 1 原判決を破棄する。
- 2 本件を京都地方裁判所に差し戻す。

理 由

上告人らの上告理由について

1 本件は、貸金業者である被上告人が、上告人 [REDACTED] (以下「上告人 [REDACTED]」といふ。) に対しては、平成18年4月28日に締結した消費貸借契約に基づき、貸金残元金180万6137円及びこれに対する最終弁済(供託)日から支払済みまでの約定利率による遅延損害金の支払を求め、上告人 [REDACTED] (以下「上告人 [REDACTED]」といふ。) に対しては、同日付け連帯保証契約に基づき、上記貸金債務及び遅延損害金の支払を求める事案である。

原々審及び原審において、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下「貸金業法」といふ。)43条1項のみなし

弁済の成否に関し、「任意に支払った」といえるかが争われた。

2 原審が適法に確定した事実関係の概要は次のとおりである。

- (1) 被上告人は、貸金業法3条所定の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 上告人[]は、平成18年4月28日、上告人[]を連帯保証人として、概ね次の約定で、被上告人から500万円を借り受けた（以下「本件消費貸借契約」という。）。

ア 利息 利率年25.5パーセント

イ 遅延損害金 利率年29.2パーセント

ウ 弁済期 平成18年5月から平成26年4月まで毎月20日限り

エ 弁済方法 元金5万2000円ずつ（ただし、最終支払元金は6万円）
を経過利息とともに被上告人の本店若しくは支店に持参又は
送金して支払う。

オ 特約 各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息（以下「制限利息」という。）の支払を怠ったときは、通知催告なくして期限の利益を失い債務全額及び残元金に対する遅延損害金を即時に支払う（以下「本件特約」という。）。

本件消費貸借契約締結の際、上告人らが署名した金銭消費貸借契約証書（以下「契約証書」という。）には、本件特約、利息制限法1条及び4条の文言、利息の計算方法の記載があり、他方、「弁済金は約定利息、損害金、元金の順に充当します。」（以下「充当条項」という。）の記載がある。また、上告人らが説明を受けた上で受領した旨の署名のある「貸付及び保証契約説明書」（以下「説明書」という。）にも、上記の各記載がある。

- (3) 被上告人は、本件消費貸借契約締結の際、上告人[]に対し、貸金業法17条1項、同法施行規則13条に定める事項を記載した書面を交付し、連帯保証契約締結の前に、上告人[]に対し、貸金業法17条2項、同法施行規則14条に定める事項を記載した書面を、連帯保証契約締結の際に、貸金業法17条

3項、4項、同法施行規則14条に定める事項を記載した書面を、それぞれ交付した。

- (4) 上告人[■]は、被上告人に対し、原判決別紙元利金計算書の記載のとおり、金員を支払った。
- (5) 被上告人は、上告人[■]に対し、上記(4)の弁済の都度、直ちに、貸金業法18条、同法施行規則15条に定める受取証書を交付した。
- (6) 上告人[■]は、平成22年3月11日、216万9693円を供託し、被上告人はこれを上告人[■]の債務に充当した。

3 原審の判断は、次のとおりである。

- (1) 貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」とは、債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金額が制限利息を超えていることあるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しないと解するのが相当であるが、債務者が、事実上にせよ強制を受けて制限利息を超える額の金銭の支払をした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということはできず、同法43条1項の適用要件を欠くというべきである。そして、債務者が制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったか否かは、金銭消費貸借契約証書や貸付契約説明書の文言、契約締結及び督促の際の貸金業者の債務者に対する説明内容などの具体的な事情に基づき、総合的に判断されるべきである。
- (2) 本件においては、契約証書にも、説明書にも、制限利息の支払を遅滞したときに期限の利益を失う旨の本件特約が明確に記載され、これらの書面に上告人[■]が署名していること、弁済の都度、利息及び遅延損害金への充当内容が記載された領収書が交付されているが、上告人[■]は、その内容について異議を述べたことがないことなどによれば、同人は自由な意思で利息を支払ったと認められる。確かに、契約証書及び説明書には、充当条項が記載されており、そ

のため、各弁済期に約定元金及び約定利息の全額を支払わない限り、約定元金に対する支払が不足し、期限の利益を喪失すると解釈する余地もあるが、このような解釈は、本件特約と矛盾し、しかも、充当条項は、弁済後にその充当の順序を定めるに過ぎず、それに先行する弁済時の期限の利益喪失の有無の判断の際に考慮されることはないから、充当条項があることによって、支払が事実上強制されるとはいえない。

4 しかし、原審の(1)の判断は是認できるが、(2)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

貸金業法43条1項は、貸金業者が業として行う金銭消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として支払った金銭の額が、利息の制限額を超える場合に、貸金業者が、貸金業に係る業務規制として定められた貸金業法17条及び18条所定の各要件を具備した各書面を交付する義務を遵守しているときには、その支払が任意に行われた場合に限って、例外的に、利息制限法1条1項の規定にかかわらず、制限超過部分の支払を有効な利息の債務の弁済とみなす旨を定めている。貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として貸金業に対する必要な規制等を定める貸金業法の趣旨、目的等に鑑みると、貸金業法43条1項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきである。

そうすると、貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」とは、自己の自由な意思によって支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息の制限額を超えていることあるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しないと解されるけれども、債務者が事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払いをした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということはできず、貸金業法43条1項の適用要件を欠くべきであり、この点については、契約証書や説明書の文言、契約締結及び督促の際の貸金業者の債務者に対する説明

内容など具体的な事情に基づいて検討しなければならない。

しかるところ、契約証書及び説明書には、いずれも、「各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払いを遅滞したとき」に期限の利益を失う旨の本件特約条項、利息制限法1条及び4条の文言並びに利息の計算方法の記載があり、上告人[■]において、支払期日に約定の元本額と利息の制限額の合計額を支払えば、期限の利益を喪失しないと容易に理解できるかのようである。

しかしながら、契約証書や説明書の内容・体裁を子細に見ると、本件特約は、全部で23条に及ぶ条項が記載されているなかの6条において、不動文字で記載されており、債務者において、ことさら同条項に着目しない限り、その意味内容を正しく認識・理解することは困難であるというべきであり、また、利息制限法の制限利率の抜粋は、同じく22条に、やはり不動文字で記載されていることから、通常、その関連性を理解することは困難といえる。そして、説明書には、その内容の説明を受けた上で受領した旨の上告人らの署名があるが、実際に、上告人らが、本件特約について具体的な説明を受けたかどうかは明らかでない。

かえって、契約証書及び説明書の5条には、「毎回（月）の約定利率に従った支払いは、別紙償還表のとおりとし…ます」と記載されており、上告人[■]に交付された償還表の利息額は、制限利息ではなく、約定利息によるものであること、契約証書及び説明書8条には、「弁済金は約定利息、損害金、元金の順に充当します。」と記載されていること、さらに、支払の際に交付された領収書にも、約定利率で計算した利息充当額のみが記載されており、制限利息で計算した場合の利息充当額の記載まではなされていないことからすれば、上告人[■]において、償還表に従い、約定元本及び約定利息を支払わなければならず、もし、その合計額の支払を遅滞した場合には、元本に先立って約定利息に充当され元本の返済を遅滞したことになり、期限の利益を喪失し、残元本全額を直ちに支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与え、その結果、このような不利益を回避するため、制限超過部分を支払うことを債務者である上告人[■]に事実上強制すること

になるおそれがある十分にあるというべきである。

そうすると、契約締結及び督促の際の貸金業者の債務者に対する説明内容などの具体的な事情について審理判断することなく、上告人[]が任意に制限超過部分を支払ったとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、原判決は破棄を免れない。

5 以上によれば、原判決を破棄し、被上告人がこの点について説明を尽くしたなどの上記のような誤解が生じなかつたといえる事情が認められるかについてさらに審理させるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よつて、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官

永井ユタカ

裁判官

吉田 靖

裁判官

舟橋恭子

これは正本である。

平成23年7月6日

大阪高等裁判所第7民事部

裁判所書記官

山 田 誠

